

4 大街道小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年4月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。
【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめをなくすための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ対策の基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する（人間尊重，生命尊重，暴力否定）。
- (2) 児童が主体的に活動する学習指導を推進する。
- (3) 児童の悩み，願い，不満を継続的につかみ，それに即応した教育を推進する。

【基本理念（目指す学校像）】

あいうえ大街道小学校

「あいさつが飛び交い，歌声が響き，笑顔あふれる大街道小学校」

3 いじめ防止のための組織

(1) 生徒指導部会

学年部1名，養護教諭の生徒指導部員で生徒指導部会を設置し，必要に応じて校長，教頭，生徒指導主任，いじめ不登校担当，養護教諭，学級担任等からなる，いじめ防止等の対策のための委員会を開催する。

(2) 生徒指導全体会での情報交換および共通理解

月に一度，全職員で配慮を要する児童について，現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめを生まない取組について

① 未然防止（健全育成）～魅力ある学校づくり～

○人権教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権教育の推進を『あいうえ大街道小学校』の基本理念の計画のもと，実施し，いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・いじめは，相手の「基本的人権を脅かす行為であり，人間として決して許されるものではない」ことを，子どもたちに理解させる。

- ・子どもたちが人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・年4回のいじめアンケートの実施により実態把握に努める。

○温かな学級づくり（集団づくり）

- ・一人一人の居場所がある温かな学級づくりに努める。
- ・一人一人の子どもの心を認め合う取組の推進と先生・子供の信頼関係の構築を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・「魅力ある学校づくり」のチェックシートを活用し、学級や学校での指導を見直す。

○分かる授業づくり

- ・きめ細かい教科指導の実施や学ぶ意欲を育てる指導の充実を図る。
- ・分かる・できる授業を構築し、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然と直接的にかかわり、自己と向き合う場を意図的に設定する。それらの体験から生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心等に気付かせる。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○小・中学校の連携

- ・小学校と中学校による情報交換と交流活動を積極的に行う。

○家庭や地域との連携強化

- ・家庭との連携を密にし、学校と家庭が一体となっていじめの未然防止に努める。
- ・授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・個人面談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

5 いじめの早期発見とその対応

(1) いじめの早期発見について

① 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心掛ける。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

② 観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

③ 日記や連絡帳，生活ノートの活用

- ・日記や連絡帳，生活ノートの活用によって，担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り，信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については，教育相談や家庭訪問等を実施し，迅速に対応する。

④ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声掛け等，子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて，全児童を対象とした教育相談を実施する。

⑤ いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で，実態に応じて年間4回実施する。
- ・実施にあたっては，生活アンケートの中に入れて調査し，実態の早期発見に努める。
- ・いじめアンケートの保存期間は3年とする。ただし，重大事態に関しては卒業後5年とする。

(2) いじめの早期対応について

① 正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い，情報収集と記録，いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し，事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握するよう心掛ける。

② 指導体制・方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り，問題解決に至るまでの指導の在り方を明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず，指導体制を整え，対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会，関係機関との連絡調整を密に行う（「報告・連絡・相談」の徹底）。

③ 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め，心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して，相手の苦しみや痛みに焦点をあてた指導を十分に行うとともに，**「いじめは決して許される行為ではない」**という人権意識を持たせる。

④ 保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め，学校との指導連携について十分協議する。

⑤ 早期対応後の指導

- ・継続的に指導・支援を行い，児童が安心して学校生活を送れるような配慮を行う。
- ・学校カウンセラー等を活用し，子どもの心のケアに努める。（児童）
- ・心の教育・命の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。（教員）
- ・保護者が安心して子どもを学校に送り出せるよう，十分な連携を行う。

⑥ 不登校・いじめ対策全体計画の見直しと校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修，指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し，日常的な取組を実施する。